

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				注 活動を行う職員の数 勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が 所定員を超える場合	注 介護-看護職員又は 介護支援専門員 の員数が基準 を満たさない場合	注 常勤のユニットリ ーダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	注 日常生活継続支 援加算	注 看護体制加算 (I)	注 看護体制加算 (II)	注 夜勤職員配置加 算	注 準ユニットケア 加算	注 個別機能訓練加 算	注 若年性認知症入 所者受入加算	注 専従の常勤医師 を配置している場 合	注 精神科医師による 療養指導が月2回 以上行われている 場合	注 専従の障害者生 活支援員を配置し ている場合
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (547単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+36単位	入所定員31人以上50人以下6単位	入所定員31人以上50人以下13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位		
			要介護2 (614単位)														
			要介護3 (682単位)														
		b 介護福祉施設サービス費(II) <多床室>	要介護4 (749単位)														
			要介護5 (814単位)														
			要介護1 (594単位)														
	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (547単位)														
			要介護2-3 (653単位)														
			要介護4-5 (781単位)														
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (594単位)														
			要介護2-3 (700単位)														
			要介護4-5 (828単位)														
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (700単位)	×97/100	×70/100	×97/100	+46単位	入所定員31人以上50人以下6単位	入所定員30人又は51人以上8単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位				
		要介護2 (763単位)															
		要介護3 (830単位)															
	b 小規模介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護4 (893単位)															
		要介護5 (956単位)															
		要介護1 (747単位)															
(2) 旧措置小規模介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 旧措置小規模介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (700単位)															
		要介護2-3 (800単位)															
		要介護4-5 (929単位)															
	b 旧措置小規模介護福祉施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (747単位)															
		要介護2-3 (847単位)															
		要介護4-5 (970単位)															
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (625単位)	×97/100	×70/100	×97/100	+46単位	入所定員31人以上50人以下27単位	入所定員30人又は51人以上18単位								
			要介護2 (691単位)														
			要介護3 (762単位)														
		b ユニット型介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護4 (828単位)														
			要介護5 (894単位)														
			要介護1 (766単位)														
	(2) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護2 (829単位)														
			要介護3 (897単位)														
			要介護4 (960単位)														
		b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護5 (1022単位)														
			要介護1 (766単位)														
			要介護2 (829単位)														
(1) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (625単位)	×97/100	×70/100	×97/100	+46単位	入所定員31人以上50人以下27単位	入所定員30人又は51人以上18単位									
		要介護2-3 (722単位)															
		要介護4-5 (850単位)															
	b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 (625単位)															
		要介護2-3 (722単位)															
		要介護4-5 (850単位)															
(2) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (766単位)															
		要介護2-3 (868単位)															
		要介護4-5 (990単位)															
	b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 (766単位)															
		要介護2-3 (868単位)															
		要介護4-5 (990単位)															
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																	
注 外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定													
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																	
ニ 退所時等相談援助加算 (1日につき 400単位)				注 退所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 退所後1回を限度に、460単位を算定 注 退所時相談援助加算 (400単位) 注 退所前連携加算 (500単位)													
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																	
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない													
ト 経口維持加算(1月につき)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない 注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない													
チ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)				注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合													
リ 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)				注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない													
ヌ 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)																	
ル 看取り介護加算				注 (1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)													
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																	
ヲ 在宅-入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)																	
カ 認知症専門ケア加算				注 (1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)													
日 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)																	
タ サービス提供体制強化加算				注 (1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)													
レ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位数は、イからラまでにより算定した単位数の合計 (1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×59/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×33/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)													